

## 八千代市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性の向上を図り、市民等に対する説明責任を果たすとともに市政への参加を促進し、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策の策定に際し、当該政策の案及びこれに関連する資料等を公表し、広く市民等から意見（情報を含む。以下同じ。）の提出を求め、提出された意見を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び事業管理者をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の実施の対象となる範囲は、次に掲げるもの（以下「政策」という。）とする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の徴収に関する

条項を除く。)

- (2) 総合計画等市の基本的施策を定める計画，個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 市の基本的な方向性を定める憲章，宣言等の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか，実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，パブリックコメント手続の対象としない。

- (1) 迅速又は緊急に政策を策定する必要があるためパブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 政策の内容が軽微なものであるとき，又は実施機関の裁量の余地がないものであるとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき。

（政策の案の公表）

第4条 実施機関は，政策に係る意思決定を行う前の適切な時期に，当該政策の案を公表するものとする。

2 実施機関は，前項の規定により政策の案を公表するときは，次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策の案の趣旨，目的，背景等
- (2) 政策の案の概要
- (3) 市民等が政策の案を理解するため必要又は参考となる事項

（政策の案の公表方法等）

第5条 前条の規定による公表は，実施機関が指定する場所での閲覧，市のホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により行うものとする。

2 実施機関は，前条の規定により公表をするときは，必要に応じ，当該パブリックコメント手続の実施について周知するよう努めるものとする。

（提出の期間及び方法）

第6条 実施機関は，政策の案の公表を開始した日からおおむね30日以上の期間を定めて，市民等から政策の案について意見の提出を求めるものとする。

2 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施期間が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) ちば電子申請サービス
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施期間が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体が意見を提出しようとするときは、所在地、団体名及び代表者氏名）その他必要な事項を明らかにするものとする。

（提出意見の考慮）

第7条 実施機関は、実施機関に対し提出された政策の案についての意見（以下「提出意見」という。）を考慮した上、当該政策に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項（八千代市情報公開条例（平成12年八千代市条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものを除く。）を公表するものとする。

- (1) 提出意見の概要
- (2) 提出意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策の案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の規定による公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

（実施状況の公表）

第8条 市長は、実施機関の行うパブリックコメント手続の実施状況をとりまとめ、市のホームページ等において公表するものとする。

（パブリックコメント手続の例外）

第9条 実施機関は、意思決定に係る政策の案が次の各号のいずれかに該当するときは、当該政策の案についてパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) パブリックコメント手続に準じた手続を経たものであるとき。
- (2) 法令等に基づき行う意見聴取等をしたものであるとき。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は，平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示に定める手続に準じた手続を実施した政策については，この告示の規定は適用しない。